

積算に関する改定事項

平成29年3月31日付「平成29年度水道施設整備費に係る歩掛表」の改定による管材費対象資材及び、「物価資料から採用する材料単価の算出方法」を変更したので、下記の要領で積算を行ってください。

1 「平成29年度水道施設整備費に係る歩掛表」の改定による管材費対象資材について

- ※ 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言う。
なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。
管材は管等の内面が水に接する材料である。(厚生労働省ホームページより抜粋)

2 「物価資料から採用する材料単価の算出方法」について

材料単価は「大口」を採用する。物価資料で「大口」、「小口」が記載されている場合は、下表とする。

建設物価	大口	大口 小口	大口	小口	小口
積算資料	大口	大口 小口	小口	大口	小口
採用単価	大口 平均単価	大口 平均単価	大口単価	大口単価	小口 平均単価

3 適用日

平成29年5月22日以降に積算を行うもの